

地方公共団体等からの主な要望事項について

令和 6 年 9 月

※本資料は第 6 6 回審査会（令和 6 年 2 月 5 日）以降、現時点までに、文部科学省に寄せられた要望（他省庁への要望も含む）のうち、賠償に係る主な項目の概要をまとめたものである。

1. 被害者への賠償に係る対応

- 原子力損害賠償紛争審査会に対して、今後も被害実態に見合った指針の見直しを行うこと。
(会津総合開発協議会)
- 東京電力ホールディングス株式会社に対して、中間指針があくまでも賠償範囲の最小限の基準であることを踏まえ、自主的避難等による精神的被害に対しての賠償については、福島県民が共通して被害を受けている実態を十分に勘案し、指針に示されなかった地域においても、被害者視点に立った対応を行わせること。(会津総合開発協議会)
- 一括賠償後の損害（超過分）について、個別事情を十分に勘案した誠実な対応と十分な賠償金の支払い。(日本商工会議所)
- 手続きの事務的・精神的負担の大きさから請求に踏み切れない被害事業者に対する損害賠償制度の周知・サポート体制の強化（戸別訪問、コールセンターや個別相談窓口による丁寧な対応、弁護士等による手続書類作成や代理手続き支援)。(日本商工会議所)
- 原子力損害賠償紛争審査会が策定した、いわゆる中間指針第五次追補を踏まえた東京電力による追加賠償は、昨年より請求受付や支払いが開始されているが、追加賠償の対象となる約 1 4 8 万人に対し、東京電力が昨年 1 1 月末時点で支払いが完了したとしているのは、約 6 4 万人に過ぎず、また請求受付人数も約 9 2 万人にとどまっている。原発事故から 1 0 年以上が経過し、転居などの事情により請求書の送付が困難になっている被害者が相当数存在することを考えても、賠償の遅延は明らかである。東京電力に対して、賠償事務にあたる体制や広報の強化等を求めるとともに、国に対し、東京電力による追加賠償の支払い状況を監視し、必要に応じた指導等を行うよう求めたい。(福島県弁護士会)
- 中間指針第五次追補決定等を踏まえた追加賠償について、賠償請求未了者の掘り起こしを積極的に行うとともに、被災者に寄り添った丁寧かつきめ細かな対応を徹底し、最後の一人まで確実な賠償がなされるよう東京電力への指導を強化すること。また、中間指針は賠償範囲の最小限の基準であることを深く認識させ、指針で示されなかった項目や地域についても、相当因果関係がある損害と認められるものは、全て賠償の対象となるよう指導す

ること。さらに、原子力損害賠償紛争審査会においては、現地視察等を通して当県の現状をしっかりと把握した上で、引き続き、適時適切な中間指針の見直しを行うこと。(福島県)

- 営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に真摯かつ丁寧に対応することはもとより、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。また、一括賠償後の取扱いについては、地域の状況や事業の特殊性、個別具体的な事情をしっかりと把握した上で、被害者の立場に立った賠償を行わせること。

(福島県)

- 原発事故と相当因果関係が認められる損害については、全て賠償の対象とするとともに、早急に賠償金全額を支払うなど、国と東京電力の責任において万全の対応を行うこと。(茨城県営業戦略部)

- 原子力発電所事故に起因する損害について、その範囲を幅広く捉え、被害の実態に見合った賠償が確実・迅速に行われるよう国が責任を持つこと。(新潟県)

- 福島第一原子力発電所事故により農林水産業や観光業などの民間事業者が被った損害は甚大かつ深刻なものであり、国は、東京電力ホールディングス株式会社に対し、加害者としての立場を十分自覚させたうえで、放射性物質の影響により失った販路回復のための風評対策に係る費用など、事故がなければ生じることのなかった全ての損害について、影響を正しく認識し損害範囲を柔軟に捉え、地域や期間の制限を設けることなく、被害者の立場に立って十分かつ迅速な賠償を行うとともに、過度な立証等負担を強いることのないよう、強く指導することを求める。(宮城県)

- すべての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」に明記されていない損害への対応を含め、東京電力に対し、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、財源の確保と、適時適切な指針の見直しに取り組むこと。(全国市長会)

- 被災者が独自に行った除染費用や個人・法人及び自治体が被ったすべての損害に対し、適切で迅速な賠償を行うよう、東京電力に対し強く指導すること。(全国市議会議長会)

2. 地方公共団体に係る賠償

- 地方公共団体が原子力発電所事故に起因して負担した費用等について、請求手続きの簡素化に取り組みながら、迅速かつ確実に賠償を行わせること。特に、先行して賠償を行った事例について、被害の状況が類似している他の地方公共団体における損害にも適用し、公平な賠償を行わせること。また、財物に関する損害におけるインフラ資産等の取扱いを含

め、個別具体的な事情による損害についても、県や市町村等の状況を十分に踏まえ、柔軟に対応させること。(福島県)

○地方公共団体の被害対策経費について、住民の不安解消のための農林水産物等検査や、地域復興に必要な風評被害対策に要する費用及びそれらに係る人件費等は、政府指示の有無にかかわらず事故との因果関係があることから、国は地方公共団体の被害対策の実情を的確に把握し、賠償範囲として明確に示すよう求める。(宮城県)

○原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、町村の負担とならないよう国の責任において全面的な対応を講じるとともに、町村が負担した放射線影響対策に要した費用について、十分な賠償が速やかに行われるよう必要な措置を講じること。(岩手県町村会)

3. 原子力損害賠償紛争解決センターによる和解の仲介

○紛争の早期解決に向けた「原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）」による和解仲介手続の周知徹底、利活用促進に向けた広報の徹底、ADRセンターの人員体制強化等による審査の迅速化。(日本商工会議所)

○県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるようこと。(岩手県)

4. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

○ALPS 処理水の処分について万全な対策を講じてもなお、被害が発生する場合には、東京電力に対して一律に賠償期間や地域、業種を限定することなく迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するとともに、国が最後まで責任をもって対応すること。(福島県)(原子力発電関係団体協議会)

○多核種除去設備（ALPS）等処理水の海洋放出については、引き続き、科学的根拠に基づいた安全性を広く発信するなど風評対策に万全を期すとともに、風評被害が発生した場合は、迅速かつ適切に賠償するよう東京電力を指導するなど責任ある対応を図ること。(茨城県営業戦略部)

○ALPS 処理水の海洋放出に伴う損害について、被害の実態に見合った賠償が迅速かつ確実になされるよう東京電力を指導するとともに、国が前面に立って対応すること。また、都市自治体を実施する新たな風評被害を最小にとどめるための対策に係る費用についても

賠償の対象とすること。原子力損害賠償紛争審査会を含め、国においては、ALPS 処理水の処分に関する基本方針や行動計画による様々な対策の実施状況を継続的に確認し、具体的な調査等を行うなど、必要な対応を適時適切に行うこと。(全国市長会)

- ALPS 処理水の海洋放出については、新たな風評被害を生じさせないためにも、科学的根拠に基づくデータにより安全性が確保されていることについて、国内外に向けて情報発信をすること。それらの対策を講じつつも損害が生じた水産事業者に対しては、地域に限定することなく、国の責任において、実態に見合った賠償を迅速かつ適切に対応すること。(水産都市協議会)

5. 法制度に係る対応

- 消滅時効が成立する 10 年経過後も時効が援用されず、損害賠償請求対応が可能であることの周知徹底。(日本商工会議所)
- 東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するとともに、被害者が請求の機会を失うことのないよう原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介手続等の一層の周知など必要な対応を行うこと。(福島県)
- 現行の損害賠償の責任主体である東京電力は、損害賠償費用の増大が将来にわたって経営を圧迫するために、賠償範囲の拡大等に柔軟に対応することが困難な状況にある。このような状況を打開し、被害者への円滑な賠償を進めるために、これまで原子力政策を推進してきた国が責任を持って損害賠償に取り組むよう、原子力損害の賠償に関する法律を改正し、賠償についての国の責任をより明確にすること。(新潟県)
- 福島第一原子力発電所事故の賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方等を明確にするため、法改正も含めた見直しをできるだけ早期に行うこと。(原子力発電関係団体協議会)